

日本アメリカ史学会 第22回年次大会プログラム

日時 2025年9月13日(土)・14日(日)

会場 愛知県立大学長久手キャンパス(愛知県長久手市茨ヶ廻間1522番3)

愛知県立大学長久手キャンパスのアクセスマップ

<https://www.aichi-pu.ac.jp/about/access/index.html>

構内案内図

<https://www.aichi-pu.ac.jp/about/special/campusmap.html>

連絡先 久田由佳子(yukahis アットマーク for.aichi-pu.ac.jp)

開催方法 会場での対面方式のみ

※報告の一部がオンラインによる中継で行われるシンポジウムがあります。

1日目 9月13日(土)

受付 12:30～(B棟101教室)

幹事会 12:00～13:00(B棟102教室)

※幹事会はハイブリッドで開催いたします。

シンポジウムA 13:30～17:00(S棟101教室)

労働運動から再考するアメリカ史

報告者:

徳永悠(京都大学)

「環太平洋の労働現場」とストライキ

——1930年代ロサンゼルスにおける日墨移民集団間の対立と調和

中島釀(拓殖大学)

アメリカの産業の変化と労働運動

高橋茜(南カリフォルニア大学・院)

『歩きながら道をつくる』——米国高等教育・大学院生労働者労働運動の現在地

コメンテーター:

鈴木玲(法政大学)、土屋和代(東京大学)

司会:

南修平(専修大学)

総会 17:15～18:15 (S 棟 101 教室)

懇親会 18:30～20:30 (第 1 食堂)

※参加は事前振り込み制となっております。

2 日目 9 月 14 日 (日)

受付 9:00～ H 棟 2 階ロビー (H 棟 201 教室隣)

自由論題報告 9:30～11:30 (H 棟 201 教室／202 教室)

(第 1 報告 9:35～10:10 第 2 報告 10:15～10:50 第 3 報告 10:55～11:30)

セッション A (H 棟 201 教室)

土屋匠平 (一橋大学・院)

20 世紀転換期フィラデルフィアにおける黒人児童救済活動とペニー・ランチ
——スーザン・ウォートンによるセツルメント運動に着目して

一木優花 (東北大学・院)

黒人自由闘争における地域社会と「ブラック・パワー」の日常実践
——黒人女性活動家ジェニファー・ローソンの事例から

大賀瑛里子 (昭和女子大学)

1980 年代後半から 1990 年代初頭のハワイ観光開発をめぐる議論
——ハワイ先住民・地元住民のリゾート開発への認識

セッション B (H 棟 202 教室)

中村信之 (神田外語大学)

アメリカのパブリック・ディプロマシー黎明期
——ニコラス・バトラーとカーネギー国際平和財団を中心に

安田求 (慶應義塾大学・院)

アメリカにおける宗教右派と共和党の協力関係ができるまで
——中絶をめぐる価値観と政党戦略の交錯

佐原彩子 (共立女子大学)

「サバイバル英語」の成立——難民定住がもたらした英語教育への変化

昼休憩

特別企画 11:40～13:20 (H 棟 203 教室)

『バーバラ・リーの闘い～権力を恐れず真実を～ (原題: *Barbara Lee: Speaking Truth to Power*)』(アビー・ギンズバーグ監督、2020 年、米国、83 分) 上映会
※上映会場でランチをとっていただくことができます。

シンポジウム B 13:30～16:30 (H 棟 201 教室)

アメリカ医療福祉制度の変遷と展望

報告者:

牧田義也 (一橋大学)

20 世紀初頭のニューヨーク市における知的障害施策の展開

平体由美 (東洋英和女学院大学)

公衆衛生の女性化——1920 年代の公衆衛生看護教育

山岸敬和 (南山大学)

トランプ 2.0 における医療をめぐる政治的争い

コメンテーター:

佐藤千登勢 (筑波大学)

司会:

藤田怜史 (岐阜市立女子短期大学)

シンポジウム C 13:30～16:30 (H 棟 202 教室)

アメリカ史における「忘却」という暴力——先住民市民権法から 100 年

報告者:

地村みゆき (愛知大学)

20 世紀転換期アメリカの先住民知識人と「忘却のメカニズム」

中野由美子 (成蹊大学)

ウォードシップからシティズンシップへ

——1924 年市民権法と先住民の土地・人権問題

川浦佐知子 (南山大学)

標本・遺骨・人権

——1990 年アメリカ先住民墓地保護および返還法 (NAGPRA) と先住民の記憶

コメンテーター:

森丈夫（福岡大学）

司会：

野口久美子（明治学院大学）

出版社出展

大会期間中、アメリカ史関連を中心とする出版社のみなさんが出展されます。書籍や史料など、年次大会ならではの出展ですので、ぜひこの機会にご利用ください。

出展予定の出版社（五十音順）：

アティーナ・プレス、名古屋大学出版会、ユーリカプレス

会場：

13 日（土） B 棟 101 教室

14 日（日） H 棟 2 階ロビー（H 棟 201 教室隣）

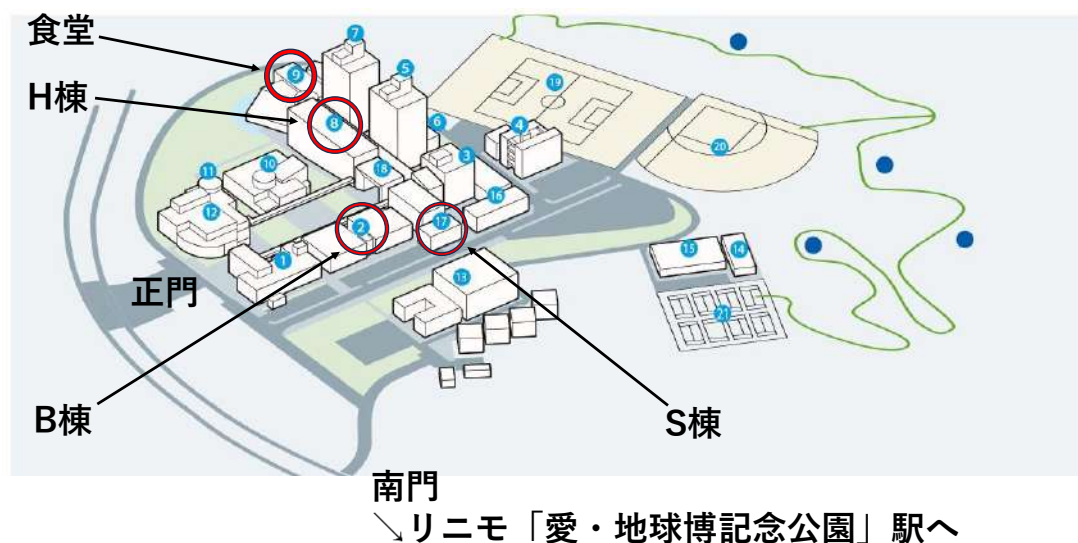
お食事について

・大会開催期間、生協食堂・購買はいずれも営業していません。当日のお食事は会場に来る前に必ずご持参ください。なお、飲料の自動販売機は、会場となる B 棟の横と G 棟地下（H 棟と廊下で繋がっています）、菓子パンの自動販売機は G 棟地下にあります。大学周辺には、「愛・地球博記念公園（ジブリパーク）」内にコンビニが 1 軒と軽食堂があるのみで、とくに週末は観光客で混雑しています。そのため、地下鉄終点・リニモ始発駅の藤が丘周辺でご購入ください。

会場までのご案内

・名古屋駅からの公共交通機関：市営地下鉄東山線で終点「藤が丘」駅下車（地上走行区間）。藤が丘からは、地下に降りて、愛知高速交通（通称「Linimo（リニモ）」）にて「愛・地球博記念公園」駅で下車してください（<https://www.linimo.jp/use/2018022310022205.html>）。「愛・地球博記念公園」駅から愛知県立大学へは、1 番出口が最寄りですが、できるかぎり 3 番出口から地下道をご利用ください。徒歩 10 分ほどかかります。

会場は 13 日が S 棟、14 日が H 棟となります。会場では、まず受付（13 日は S 棟隣の B 棟 101 教室、14 日は H 棟 2 階ロビーにて）をお済ませください。



<会場キャンパスマップ>

その他

・会場ではプログラムおよび要旨集を配布いたしません。本ファイルを印刷してご持参いただくか、閲覧できるPCやタブレット端末などをご用意下さい。

・日本アメリカ史学会のウェブサイトと学会メーリングリストでご案内した「年次大会参加登録のお知らせ」から事前参加登録をお願いします。登録締め切り日は 9月6日(土)です。懇親会への参加をご希望の方も9月6日(土)までに登録をお済ませください。

・年次大会参加登録のお知らせ懇親会参加申し込みをされた方は、申し込み専用ページに記載された銀行口座に9月6日(木)までに懇親会費をお振り込みください。懇親会費は、A会員(専任有職者) 5500 円、B 会員(院生、非常勤等) 4000 円、非会員 6000 円です。懇親会会場準備の都合から、参加人数を事前に把握する必要があります。事前申し込みなしでのご参加はご遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。(注意：銀行口座には大会懇親会費のみお振込みください。年会費はお振り込みいただけません。)

<非会員の方の参加手続きについて>

年次大会に非会員の方が参加される場合、以下の手続きを行っていただくことをお願いしております。

1. 学会 HP に記載されている「申し込み専用ページ」にて事前登録を行っていただく。
2. 当日は会場の受付にて非会員用の名簿に名前と所属をご記入いただく。
3. 資料代として 500 円をお支払いいただく。

※上記の手続きを行っていただく際、できるだけお釣りが発生しないよう、ご協力いただけますと幸いです。

※懇親会に参加を希望される場合、事前申し込みにて参加いただけます。学会 HP の「年次大会参加登録のお知らせ」に記載されている「申し込み専用ページ」から事前登録を行ってください。また、同ページに懇親会費の振り込み先が記載されていますので、必ず事前に懇親会費 6000 円をお支払いいただくようお願いします。

シンポジウム趣旨・報告要旨

シンポジウム A

労働運動から再考するアメリカ史

近年アメリカではストライキの活発化が目を見く。2023 年 9 月 15 日から 1 カ月半に渡って続いたデトロイトにおける 3 大自動車メーカーでの一斉ストライキはその典型である。同じ年にはハリウッドでも半年以上に及ぶストライキが起こり、2024 年も国際港湾労組が東海岸を中心に 36 の港湾でストライキを行い、内外の海上交通や輸送は大いに混乱した。既存の大きな労働組合とは異なる新たな動きもみられる。多様な背景を持つさまざまな組合員を組織化し、ストライキを実施する Amazon やスターバックス労働者の活発な動きはその典型であろう。2023 年にスターバックス労働者が LGBT ポリシー推進を訴えてストライキを行ったように、そのターゲットは性的少数者の地位向上や環境保護など広がりを見せている。

労働運動は労働条件の向上を訴えるだけではない。アメリカ史においては女性参政権運動や公民権運動との深い関係は周知の通りである。その一方で、人種偏見をあらわにし、男性の既得権を守ることを掲げた動きも確認できる。第二次世界大戦中、白人男性の職場に現れ始めた黒人や女性に対して、ヘイトを前面に出した抗議行動やストライキが数多く発生した。移民労働者の組織化や雇用をめぐる既存労組の立場は一様でなく、大いに揺れている。アメリカ史を振り返れば、労働運動はいろいろな時代、場所、問題をめぐってストライキを行い、それらは地域に生きるさまざまな人びとの生活全体に関わる問題を含んでいた。今よりもより良い環境にするため、あるいはこれまでの環境を守るため働く人びとは行動してきた。それらの中では階級間の格差だけでなく、人種やジェンダー、セクシュアリティをめぐる秩序、移民労働者へのスタンスの違いが浮き彫りとなり、警察暴力や戦争をめぐるせめぎあいも顕著に現れてきた。

本企画では、アメリカ史を労働運動から捉えることでどのようなアメリカ社会の姿が見えるのか、また、いかなるアメリカ社会を展望していくことが可能かを考えていく。アメリカ史の中で多様な要求を掲げて実践を行ってきた労働運動にフォーカスし、さまざまな分野の専門家からの報告を受けて、会場全体で問題意識を共有していきたい。

徳永悠（京都大学）

「環太平洋の労働現場」とストライキ——1930年代ロサンゼルスにおける日墨移民集団間の対立と調和

1930年代のロサンゼルス農業では、日本人農家が白人地主から土地を借り、メキシコ人農業労働者を雇う、という三人種序列関係（triracial hierarchy）が築かれていた。同時に20世紀前半のロサンゼルス農地は、日本、メキシコ、アメリカの国際関係と交差する形で地域社会の諸集団の関係が展開していった「環太平洋の労働現場（transpacific workplace）」でもあった。そのようなロサンゼルス農地で1936年、低賃金に苦しんでいたメキシコ人農業労働者が同郡ヴェニス地域の日本人農家に対して大規模なストライキ、ヴェニス・セロリ・ストライキを実行した。本報告はロサンゼルスで購読されていた日本語新聞とスペイン語新聞、日本の外交史料、ロサンゼルス経済団体史料を用いて、同郡全域に波及したヴェニス・ストライキが日墨移民集団間にどのような対立と調和を生み出したのかについて明らかにする。

日本人移民社会の主流派である反労働運動の農家はストライキを主導するメキシコ系労働組合の承認に強く反対し、三人種序列関係という枠組みの中で日系人が結束を図ることの重要性を強調した。その一方で、1935年のワグナー法に象徴される、アメリカの労働者をめぐる政策の大きな変化は農業労働者の権利を保障するものではなかったものの、親労働運動の日本人農家の声も大きくなり、その結果、日本人移民社会内部に亀裂が生まれた。後者の日本人農家は労働組合承認の重要性とメキシコ人労働者と協力する必要性に理解を示して行動し、ロサンゼルス農業に深く根付いていた三人種序列関係における既存の権力構造に異議を申し立てた。こうした日本人移民社会の分裂に呼応するように、メキシコ人移民社会も非メキシコ系労働組合との連携や労働組合承認の優先度をめぐって分裂し、それぞれが反労働運動と親労働運動の日本人農家と連携した。ヴェニス・ストライキは日墨移民集団間に対立だけではなく、反労働運動と親労働運動の双方で一定の相互調和に向けた動きも同時に生み出していたという点で、人種と階級の境界に揺らぎを与える「環太平洋の労働現場」の一つ側面を示す出来事であった。

中島 釀（拓殖大学）

アメリカの産業の変化と労働運動

2020 年代の初頭、労働運動において新たに活性化する動きが見られた。スターバックスやアマゾン、グーグル、アップル、トレーダージョーズなどで労働組合の結成が相次いだ。同時期には労働組合結成に必要な組合認証選挙の請願やストライキも発生件数も急増した。1980 年代以降、労働組合・労働運動は衰退の時代に入り、検討されてきたのはその原因と再興のための方策が主であった。この現在の盛り上がりは、長い後退局面にとどまっていた労働運動にとって、歴史の転換点となりうるものであろうか。それとも、単なる一時的なものにとどまるのであろうか。もしくは、さらなる経営者らのバックラッシュを招く事態となるのであろうか。こうした問いは、労働研究者の間でも共有され、研究が盛んになっている。

現時点で、この問いへの明確な解答を出すことは難しい。そこで本報告では、現在の労働運動の再活性化の歴史的経緯と客観的環境、労働組合の主体的な取り組みなどを視野に入れて考察することを目的としたい。

近年の労働運動の活性化の背景としては、端的には短期的要因と長期的要因とに分けられる。前者では、新型コロナのパンデミックとそれに伴う労働市場のひっばくがあげられる。他方、長期的要因としては、1980 年代以降の半世紀近くにわたる労働者の不満の蓄積があると考えられる。1980 年代以降、労働組合の衰退に伴い、労働者は常に、雇用喪失の脅威にさらされ、賃金も停滞（もしくは実質賃金が低下）し、生活していくために複数の仕事を掛けもち、働きながら福祉を受給するなど、生活上の困難にも直面してきた。また、職場においても、会社による管理が厳しく、尊厳のある扱いも感じられないといった職場環境の変化も見られた。

報告では、20 世紀後半以降のアメリカ経済の変化と労働運動の動き、そして、20 世紀末からの労働運動再興を目指した様々な取り組みを振り返り、現在の歴史的位置を見出すことを試みる。

高橋 茜

『歩きながら道をつくる』——米国高等教育・大学院生労働者労働運動の現在地

本報告では、近年のアメリカ合衆国における労働運動の担い手のうち高等教育・大学院生労働者に着目し、その現状の報告と議論をおこなう。高等教育・大学院生労働者には一定の同質性がある一方で、多様な文化的背景や研究分野および地域間のさまざまな差異を同時にはらむ集団であるといえる。このため、高等教育・大学院生労働者組合の多くは社会運動ユニオニズムの特徴を大きく反映した包摂的なアプローチをとり、かならずしも賃金や労働環境に限定されない課題にも取り組んでいる。

高等教育・大学院生労働者はまさに高等教育や研究活動の根幹をなす労働力である一方で、その労働運動については多くの研究蓄積がないだけでなく、同業者の一時的あるいは限定的な関心の対象となるにとどまることも多い。しかし、彼ら・彼女らの労働運動は一時的な趨勢としてではなく、アメリカの長い労働運動の歴史的文脈のなかに位置付けられるべきであるといえる。

その議論の活性化に資するため、本報告では全米自動車労働組合(UAW: United Auto Workers)を例に、高等教育・大学院生労働者を含む多業種・多職種の組織化が近年どのような戦略をふまえ行われてきたかを詳説する。加えて、報告者が所属し世話役を務めるUAW傘下労働組合での労働協約の交渉・締結過程や、その成果および課題についても紹介する。高等教育・大学院生労働組合の多くは、研究・教育機関という職場および大学院生・ポスドク・非常勤講師など労働者集団としての特殊性、またそれぞれの地域に特有の労働事情を踏まえながら、直接的・間接的な労働環境改善に取り組んできた。高等教育という職場では、指導教員などの常勤教員や同僚などとの関係性を理由に労働問題が認識されにくいという、ともすれば個別の交渉や調整によりその解決がうながされることがある。しかし、昨今の高等教育・大学院生労働運動の動向や成果は、個人ではなく団体交渉や労働協約を通じた課題解決や、高等教育に携わる人びとの労働組合そのものの有用性を示唆しているといえる。

シンポジウム B

アメリカ医療福祉制度の変遷と展望

第二次トランプ政権が2025年から発足し、就任初日の1月20日に世界保健機関(WHO)からの脱退を宣言した。WHOの新型コロナウイルスへの対応をめぐっては、第一次トランプ政権でもWHOに対して批判をくり返し、脱退を表明したものの、バイデン政権に交代することでWHOに留まってきたが、就任早々、アメリカ第一主義にもとづく公約として実現させた形となった。一方で、オバマ政権下で成立した医療費負担適正化法(ACA)は、

第一次トランプ政権下での廃止は阻まれたものの、第二次トランプ政権ではバイデン政権下で拡大した ACA を逆行させるような大統領行政命令が発出された。さらに厚生長官には反ワクチン発言で知られるロバート・ケネディ・ジュニアが起用され、アメリカの医学・医療業界で懸念の聲が高まった。これは、反ワクチン言説に見られるような科学的知識に関する懐疑論が広がることで、ワクチンで予防可能な疾病流行が予想されたためであったが、実際に 6 月までにテキサス州を中心に麻疹の感染流行が起これり年内まで続くようである。

このような健康・医療保険制度および公衆衛生をめぐるトランプ政権による国際的・国内的な動きは、その他の政策をめぐる動きも合わせて、共和党と民主党の間の政治的対立を深刻化させてきた。本シンポジウムでは、アメリカ第一主義を掲げる第二次トランプ政権はどのような健康・医療保険制度および公衆衛生政策への変化をもたらすのかについて、これらの分野を専門とする三人の報告者および討論者の知見によって、アメリカ史の文脈からさらに深く考察してみることが目的とする。つまり、第二次トランプ政権の発足は、医療の社会化および公共化が推進された 20 世紀の流れを大きく退行させることになるのか、医療史や社会史にその変遷を位置付ける。そして、第二次トランプ政権の展望をこれまでのアメリカの健康・医療保険制度および公衆衛生に関する歴史的視点から考察を試み、フロアとの活発な対話を期待したい。

牧田義也（一橋大学）

20 世紀初頭のニューヨーク市における知的障害施策の展開

本報告は、20 世紀初頭のアメリカ合衆国（以下米国）における知的障害の医療化とその社会的帰結について、ニューヨーク市ランダルズ島の児童病院・訓練学校（以下ランダルズ島養護施設）に収容された知的障害者に焦点を当てて考察する。同時期の米国では優生学思想の影響下で、知的障害を遺伝性の精神的欠陥と見做す医学的理解が喧伝された。従来は健常者との区別が困難であった軽度知的障害について、知能検査による特定が唱道された一方で、知的障害者の無制約な再生産を抑止するため、養護施設への隔離収容政策が主張されるようになった。

こうした 20 世紀初頭の知的障害史について、先行研究はおもに施設史・政策史の観点から、医師や心理学者、行政官吏や施設運営者の思想と実践を中心に考察を進めてきた。その一方で、障害者自身やその家族の主体的な行為や選択が、知的障害をめぐる制度・思想・実践に与えた影響は十分に検討されてこなかった。本報告は、知的障害者の経験を社会史の視

点から分析することで、ニューヨーク市の知的障害施策が実態として、医学知を援用した制度・政策と、民衆生活の社会経済的条件との相互作用を通じて遂行された社会的過程を跡づける。

「医療化」とは、従来は医療行為の対象とされてこなかった事象が、病気あるいは障害として、医療的介入の対象に再定義される過程を指す。20 世紀初頭の米国では、新興医療部門の専門分化が進行するなかで、治療対象の拡大が生じ、知的障害を含むさまざまな領域で医療化が引き起こされた。ただし、医療専門職はこの医療化の過程を独占的に方向づけることができたわけではなかった。本報告は個別症例を読み解きながら、知的障害の「診断」が医師による一方的な判定ではなく、養護施設運営者や行政官吏、社会調査員、そして障害者とその家族も巻き込んだ折衝を通じて構築されていった様相を明らかにする。本報告は、こうして医学的な障害概念と社会的な障害理解が衝突・競合する局面を詳細に描き出すことで、医療化と脱医療化が拮抗しながら展開する 20 世紀以降の米国医療史に対して、社会史の視点から新たな光を当てる。

平体由美（東洋英和女学院大学）

公衆衛生の女性化——1920 年代の公衆衛生看護教育

公衆衛生分野では、死亡率の低下やワクチン接種率の向上といった数字に注目が集まりがちであり、そこで働く人々の育成についてはあまり議論されてこなかった。しかし、公衆衛生を支える人材育成は極めて重要である。なぜなら、公衆衛生機構は州だけでなく、カウンティや市の保健所から成り立つものだからである。大都市ではともかく、地方では公衆衛生に携わる人材は常に不足していた。保健所の働き手には、衛生学だけでなく免疫学、遺伝学、母子衛生などの知識に加え、コミュニケーション能力や裁判対応といった幅広いスキルが求められるため、専門的な教育が不可欠だった。しかし知識とスキルを持つ人材は大都市に偏在し、地方には定着しなかった。そこに女性の医療者の道が開けた。

1920 年代には、公衆衛生分野の女性化を促したいくつかの要因が存在した。まず、1920 年代の経済好況により、男性医師たちは地域の公衆衛生機構で働くよりも、病院勤務や開業医としての道を選ぶ傾向が強まった。また、第一次世界大戦中に医療現場で活躍した女性たちは、戦後に男性医師が復員することで職を失い、地域の公衆衛生分野での働き口を求めた。さらに、シェパード・タウナー法の成立により母子衛生が推進され、結果的に看護教育の標準化が進んだことも大きな要因である。そして専門教育の必要性が 1920-30 年代に大学の看護学部を創設するきっかけを作った。

本報告では、1920 年代の公衆衛生の女性化を、医師ではなく公衆衛生看護師養成に焦点を当てて検討する。赤十字の関与の拡大については、シェパード・タウナー法の執行とともにすでに議論されている。加えて、それまで医学の科学化を牽引してきたロックフェラー財団が 1927 年にその方針を拡大し、アメリカ国内の看護教育支援を開始した。現場のニーズと看護師養成のカリキュラムの相互作用が、この時代の公衆衛生機構を形作ったのである。

山岸敬和（南山大学）

トランプ 2.0 における医療をめぐる政治的争い

アメリカの医療制度は「世界一高額で複雑」と評され、多数のステイクホルダーが関与する分権的構造が政治闘争を招いてきた。他方、グローバルヘルス分野ではアメリカは大きな役割を果たしてきた。しかし近年国内外で大きな変化が見られる。2010 年にはオバマケアが成立し皆保険に近づいたが、医療保険をめぐる政治的対立は現在も継続している。2020 年から始まったコロナ禍は医療制度の問題を改めて浮き彫りにし、同時にアメリカのグローバルヘルスへの関わりを再考させる機会にもなった。さらに、オピオイド危機は 21 世紀に入って以降深刻化している。2025 年発足の第二次トランプ政権は、こうした制度的・政治的な文脈の中で医療政策を展開しようとしている。

本報告は、同政権が国内外でどのような改革を志向し、どのような影響を及ぼすのか、そしてそれらが歴史的にどのように位置づけられるのかを概観するものである。予想される主要方針は、①オバマケアに関するものとしてはメディケイド以外はレトリックなどの「空中戦」が中心、②子どもの健康をアジェンダとして設定することで共和党が攻勢に転じる機会を得る、③オピオイド問題は国内問題ではなく国際問題化させる、④グローバルヘルスには消極的かつ単独主義的姿勢を取る、⑤これまで医療・公衆衛生に関わってきた専門家・官僚を攻撃する、この 5 点である。これらの動きの下では、科学的根拠に基づく政策議論が停滞し、中長期的にも、医療や科学、さらには行政機関全般への信頼低下が進むことが懸念される。

シンポジウム C

アメリカ史における「忘却」という暴力——先住民市民権法から 100 年

21 世紀に入り、アメリカ先住民の「失われた命」をめぐる議論が活発化している。背景には、国家、入植者、教会、学問による先住民への暴力が、具体的な数値を伴って可視

化されたことがある。そのような中、2024 年にはアメリカ先住民に市民権を付与したスナイダー法（1924 年）がその施行から 100 年を迎えた。アメリカ市民である先住民の命が忘却され続けてきたこの 1 世紀を、アメリカ史にどのように位置づけることができるのか。本シンポジウムは、アメリカ先住民に対する「忘却のメカニズム」と市民権の関係性、そして「先住民」と「市民」の二つのカテゴリーを引き受けつつ「忘却のメカニズム」に対抗してきた人々の営みをたどりながら、「先住民市民権法から 100 年」を考える。

FBI による報告（2021 年）によれば、同年の先住民の行方不明者は約 1,500 人、先住民の殺害、および過失のない殺人事件数は 2700 件に上る。前内務長官デブ・ハーラント主導の政府調査（2024 年）は、1964 年までに先住民寄宿学校における死者数は少なくとも 973 名と報告している。またスミソニアン博物館や各州・連邦機関には 11 万體以上の先住民の遺骨が保管されている。こうした状況に対し、第一次トランプ政権下において、先住民女性が被る暴力調査のための二つの法律（サバンナ法、ノットインビジブル法、2000 年）が制定され、バイデン政権下では、寄宿学校サバイバーに対する正式な謝罪が行われた（2024 年）。先住民への暴力を具体的な数値を示すことで可視化する超党派的な試みは、「先住民の排除と統合」からアメリカ史を再考する 1960 年代以降の先住民史観の流れを汲みとるものであると言えよう。

本シンポジウムでは、しかしながら未だ十分に検証されていない先住民への暴力の「忘却のメカニズム」に着目する。とくに「市民権（シチズンシップ）」はアメリカ先住民に何をもたらし、またその歴史から何を隠蔽することになったのか。さらにアメリカ先住民が、どのように「忘却のメカニズム」に対抗し、いかなる連携と戦略をもってその権利と歴史を取り戻そうとてきたのか。本シンポジウムでは、以上の問いに対し、19 世紀、20 世紀、21 世紀のそれぞれの時代におけるアメリカ先住民史を実証的に論じてきた 3 名のご報告から検証する。

地村みゆき（愛知大学）

20 世紀転換期アメリカの先住民知識人と「忘却のメカニズム」

20 世紀転換期のアメリカにおいて、先住民諸部族は、先住民教育をはじめとする同化政策や武力による民族浄化と、それに伴う「滅びゆくインディアン」像の美化・称賛という、二つの潮流の中に置かれていた。そこでは、主流社会にとって都合のよい、理想化された「インディアン」が描かれ、消費される一方で、先住民が被った暴力や抑圧は「不可視化」されたのである。

本発表では、こうした「忘却のメカニズム」に対して、当時を生きた先住民知識人たちがどのように抗おうとしたのかを考察する。とりわけ、1911年に設立され、先住民の権利向上とアメリカ市民権の獲得を目指したアメリカ・インディアン協会（The Society of American Indians）のメンバーに注目する。彼らは、同化教育によって身につけた言語と知識を用い、主流社会に自らの考えを発信した。具体的には、Santee Dakota 出身のオヒエサ（チャールズ・イーストマン）と Yankton Dakota 出身のジトカラ・サ（ガートルード・ボニン）の活動を取り上げる。イーストマンは自伝において、自然と共存する無垢なインディアン像を提示すると同時に、「文明化された先住民」としての成功譚を描いた。彼は先住民に対する寄宿学校教育や軍事的暴力の直接的な批判を避けつつ、主流社会の期待に応じる形で、先住民がアメリカ市民として統合されうる未来像を提示した。一方、ジトカラ・サは、寄宿学校における暴力を強く批判するとともに、白人女性たちに働きかけ、先住民の苦境への理解と共感を促し、市民権獲得への支援を求めた。さらに、Winnebago 出身のエンジェル・デコラや Omaha 出身のフランシス・ラフレッシュなど他のメンバーによる多様なアプローチにも触れる。そして、彼らの「語り」がいかに関「忘却」に抗する手段として機能したのか、また彼らにとって「アメリカ市民権」とは何を意味していたのかを検討したい。

中野由美子（成蹊大学）

ウォードシップからシティズンシップへ——1924年市民権法と先住民の土地・人権問題

本報告は、アメリカ合衆国の市民権（シティズンシップ）と先住民に関して、1924年市民権法による全先住民への市民権付与をめぐる議論に即して、市民権付与にまつわる「包括的な経験的期待と規範的承認」（ロジャース・ブルーベイカー）という含意を取り除いた市民権概念の再定式化を試みるものである。

最初に、1924年市民権法制定に至る過程において、連邦議会議員、内務省インディアン局の関係者、ロビー団体の代表者、先住民指導層などの多様な立場からの先住民への市民権付与に関する見解を比較検討する。とりわけ注目すべきは、20世紀初頭の先住民政策論の文脈において、保留地の先住民の法的身分を説明する際に「ウォードシップ」（wardship）という用語が使われていたという点である。この「ウォードシップ」＝「Guardian（後見人）による後見を受けるという法的身分」（田中英夫編『英米法辞典』）とは、具体的にどのような法的意味をもっていたのかを明らかにしていく。続いて、1924年市民権法を通じて全先住民へ市民権が付与されることを「ウォードシップ」から「シテ

ィズンシップ」への移行として捉え、誰がどのような理由で、全先住民への市民権付与を支持したのか、あるいは反対したのかを検討する。ここでは、一部の先住民社会において、市民権付与（享受）への躊躇がみられたという点に着目したい。たとえば、ニューメキシコ州のプエブロ諸族は、1924 年市民権法案の審議過程において、自らを同法案の適用除外とするよう請願していた。このような市民権付与（享受）への躊躇ないし反対の理由について、プエブロの事例に即して考察する。最終的には、1924 年市民権法制定により、先住民の法的地位は、「ウォードシップ」から「シティズンシップ」への完全な移行というよりもむしろ、新たに別の形での両者の混在形態へと変化したことを明らかにしていきたい。

川浦佐知子（南山大学）

標本・遺骨・人権——1990 年アメリカ先住民墓地保護および返還法（NAGPRA）と先住民の記憶

先住民にとってアメリカ市民となることは長く「同化」と同義であり、部族が共同体として有する記憶の忘却を強いるものだった。1924 年先住民市民権法は、部族構成員でありつつ、合衆国市民であることを否定するものではなかったが、先住民ネイションが合衆国市民権の付与を部族主権への脅威と捉えたことは想像に難くない。今日、この「二重のシティズンシップ」を生きる先住民は、部族共同体の記憶を継承しつつ、彼らの存在を否定・排除してきた歴史への反駁を行うことを求められている。

本報告では、「1990 年アメリカ先住民墓地保護および返還法（NAGPRA）」を、歴史の政治性に抗い、存在の尊厳を取り戻す先住民の営みの一環として捉えた上で、先住民遺骨の返還を論じる。

NAGPRA は、先住民への文化財の返還と先住民墓地の保護を目的として制定された。「文化財」には遺骨、埋葬品、聖遺物や伝承品・世襲財産が含まれ、連邦資金を受ける研究機関、博物館、高等教育機関、および政府機関は保有する遺骨や埋葬品、その他文化財の目録を作成してこれを開示するとともに、先住民からの返還要請に応じることが求められている。合衆国では先住民墓地の盗掘や埋葬品の略奪といった冒涇行為が、組織的かつ長期間にわたって行われてきた。NAGPRA に先駆けて制定された 1989 年アメリカインディアン博物館法は、約 18 万体の先住民遺骨を保有するスミソニアン協会に対して遺骨と埋葬品の返還を求めている。こうした背景には先住民が、考古学や文化人類学の「研究資料」として扱われてきた事実がある。

先住民知識人として民族再生の先鋒に立ったヴァイン・デロリア・Jr.は、こうした学術のあり方を厳しく批判し、「我々は標本ではなく、再び人間に戻るのだ」と宣言している。本報告では NAGPRA を介しての遺骨返還及び再埋葬を先住民の側から論じることで、先住民のアメリカ史への反駁を考える。

自由論題報告 要旨

セッション A

土屋匠平（一橋大学・院）

20 世紀転換期フィラデルフィアにおける黒人児童救済活動とペニー・ランチャー・スーザン・ウォートンによるセツルメント運動に着目して

本報告では、アメリカ合衆国の学校給食史における先駆的事例とみられる、20 世紀転換期のフィラデルフィアの黒人児童救済活動と「ペニー・ランチ」の提供開始に注目する。G. ガンダーソンを代表とする従来の学校給食史研究では、1930 年代に始まる国内余剰作物を活用した学校給食の制度化に関心が集中しており、それ以前に地域レベルで始まった草の根の萌芽的な児童への「食」の提供事例については十分な検討がなされてこなかった。また、ジェンダーや人種の視点からの分析も十分とはいえず、S. レヴィーンが革新主義期の社会改革運動の女性史と結びつけながら従来の制度史中心の叙述を塗りかえようとしている。

本報告が扱う 20 世紀転換期のフィラデルフィアは、アンテベラム期に奴隷制廃止運動の中心地であった時代からの住民（クエーカー派や自由黒人ら）に、東欧・南欧からの新移民や南部から新たに黒人が加わり住民構成が大きく変化する時期であるとともに、彼らを取り巻く生活環境は劣悪で、特に児童の栄養失調や不衛生は健康と教育機会を阻害する深刻な社会問題と認識されていた。そのようななか、貧困による劣悪な生活環境に苦しむ子どもの中でも黒人児童向けの救済を中核にして活動を展開した、白人女性でクエーカーの S. ウォートン（1852-1928）に本報告は注目する。ウォートンは、W. E. B. デュボイスの支援者でもあった。彼女はフィラデルフィアで黒人の居住する最貧困地区のひとつとされるセント・メアリー・ストリートに 1892 年に設立されたカレッジ・セツルメント協会の執行委員を務め、1897 年には貧困地区に住む人びとや子どもたちに教育を提供し社会改革を行うためのスター中央協会を設立し、その初代会長を務めた。

スター中央協会は、児童と母親向けの救済・教育活動をおこなった。同協会は貧困家庭の子どもたちのために幼稚園や託児所、図書館を運営し、栄養失調の予防や就学機会の確保を目的に安価な昼食である「ペニー・ランチ」の提供を一部の学校で実施した。K. J. リーらが指摘するように同時期に黒人によるセツルメント運動も存在したが、本報告では従来のセツルメント運動史ではあまり注目されてこなかった白人女性による黒人児童向けの救済・教育活動に焦点を当てる。また、児童の「食」に着目し、セツルメント運動が掲げた「社会改革」がフィラデルフィアでは児童の健康・発育支援や教育機会の確保に向かったことを示す。

セツルメント運動のような白人主導の改革運動では、白人中産階級女性の価値観や規範に対する批判的な視座は、ウォートンの歴史的役割を多角的に理解する上でも不可欠である。本報告では「特権」を持つ白人女性による慈善活動の側面だけではなく、ウォートンの社会活動の中に、彼女が歴史的に継承したクェーカー家系の信条やアボリショニズムの思想の系譜を読み込んで分析することを試みたい。

本報告では、フィラデルフィアで収集したスター中央協会の議事録や年次報告書・パンフレット等のほかに、ウォートンの個人史や家族史に関する史料を扱う。20 世紀転換期に彼女が黒人救済に向かった動機や運動の背景には、単に白人中産階級的な価値観や規範だけではなく、奴隷制廃止運動の中心地であったフィラデルフィアならではのアボリショニズムの思想的系譜が深く関わっていたのではないかと考える。

一木優花（東北大学・院）

黒人自由闘争における地域社会と「ブラック・パワー」の日常的実践——黒人女性活動家ジェニファー・ローソンの事例から

黒人自由闘争（the Black Freedom Movement）は、アメリカ合衆国において、主にアフリカ系アメリカ人が自己の権利を求めて展開してきた社会運動である。従来、特に 20 世紀半ばの公民権運動とブラック・パワー運動は、対極的な思想を掲げる指導者たちによって率いられた二分的な運動として語られてきた。しかし近年の研究においては、この二分法を批判し、両運動を地域固有の社会的・文化的文脈に根ざす、多様な思想を持つ人々の抗議運動とその交差によって断続的かつ重層的に展開された運動として再評価する傾向が進んでいる。例えば Peniel E. Joseph は、ブラック・パワーを衰退や分裂の象徴としてではなく、多様な草の根実践を内包する運動として再検討すべきことを提起している。

本研究は、こうした潮流に沿い、アメリカ南部の貧困地域で活動した黒人女性活動家ジェニファー・ローソンに焦点を当てる。ローソンはアフリカ系アメリカ人コミュニティの政治的権力の獲得をはじめ、経済的自立と精神的自律の実現を志向し、「ブラック・パワー」の理念を掲げながら地域社会のエンパワーメントに尽力した。彼女の活動は、ブラック・パワーを分離主義的なイデオロギーとしてではなく、地域社会に根ざした実践的運動として再定位する重要な手がかりを提供する。また、近年見直されつつあるブラック・パワー期の黒人女性活動家の参画と実践の多様性を明らかにする事例としても意義を持つ。

さらに本研究は、筆者が修士論文において SNCC に参加した 4 名の黒人女性活動家の経験を比較し、黒人女性活動家を取り囲む組織内の多様性やそれに基づく葛藤の構造を明らかにした知見を基盤とする。そのうえで、ジェニファー・ローソンという一人の活動家に焦点を当て、彼女が運動に参加する中で経験した「ブラック・パワー」の地域社会における実践的側面を検討する。前研究が主に SNCC 内部における活動家の「多様性」と「葛藤」の構造に着目したのに対し、本研究はローソンの個別の経験と思想に着目し、1960 年代半ばに彼女が参加したアラバマ州ラウンズ郡での活動を中心に、「ブラック・パワー」の地域実践の様相を検討した。

当時のラウンズ郡は、人口の 8 割をアフリカ系アメリカ人が占めながら、有権者登録率は極めて低く、識字率も低かった。この状況の中、従来ラウンズ郡で有権者登録活動を行っていた活動家から招待を受け、SNCC (Student Nonviolent Coordinating Committee) は 1965 年以降、現地住民主体の政治組織 LCFO (Lowndes County Freedom Organization) を立ち上げた。LCFO は政治教育と黒豹マークを用いた象徴的戦略を組み合わせた政治運動を展開した。ローソンは有権者登録促進のための政治教育の運営に加え、自らの提案で政治や選挙の重要性について学ぶコミック・ブックを制作し、投票の参加を訴える広告ボードを作成するなど、視覚的なアプローチを積極的に取り入れていた。こうした活動は、地域住民に寄り添いながら彼らの政治的主体化を促すものであった。

この政治的主体化の過程は、ブラック・パワーの理念形成とも密接に関わっている。すなわち、ラウンズ郡における LCFO の活動は、組織外部のみならず、SNCC が現場経験を通じて「黒人による自己決定」という理念を深化させる契機となった。この双方向的なプロセスに加え、南部アフリカ系アメリカ人コミュニティで育ち、すでにアフリカ系アメリカ人コミュニティの自立・自律の精神の重要性を理解していたローソンの実践は、ブラック・パワーを地域社会に根ざした具体的かつ持続的な運動として完成させる一翼を担ったと言えるだろう。

議論にあたっては、筆者が本人に対して実施したインタビュー調査を含むオーラル・ヒストリーに加え、Civil Rights Movement Archive や SNCC Legacy Project 等に所収された一次史料を用い、ローソンの思想と実践の意義を多面的に検討した。本発表では、特に 1960 年代半ばのアラバマ州ラウンズ郡における彼女の活動の様相を中心に分析する。

最後に、本研究は、ブラック・パワー運動を一様な過激思想として捉える従来の単線的歴史観を超え、地域的文脈と草の根実践の中に位置づけ直すとともに、ブラック・パワー研究におけるジェンダー視点の強化にも寄与する。

大賀瑛里子（昭和女子大学）

1980 年代後半から 1990 年代初頭のハワイ観光開発をめぐる議論——ハワイ先住民・地元住民のリゾート開発への認識

本報告では、1980 年代後半から 1990 年代初頭のハワイの観光開発に対するハワイ先住民・地元住民の認識について考察する。1964 年の日本における海外渡航自由化以降、ハワイは日本人にとって最も人気の高い国外観光地の一つとなり、「憧れ」や「楽園」といったイメージを求めて多くの日本人観光客がハワイを訪れるようになった。同時に、高度経済成長期を経て日本資本によるハワイの土地・ホテルの買収やリゾート開発が進み、1980 年代後半から 1990 年代初頭にかけてはバブル景気の影響により投資と開発が急速に拡大した。

本報告では、日本資本によるハワイのリゾート開発が拡大した 1980 年代後半から 1990 年代初頭にかけて、ハワイ先住民・地元住民が観光開発をどのような視点や文化的・社会的背景から捉えていたのかを明らかにする。1980 年代後半から 1990 年代前半にかけては、アジア太平洋地域において、先住民や地元住民を中心とした観光開発に批判的なトランスナショナルな運動が展開され、「オルタナティブ・ツーリズム (alternative tourism)」と呼ばれる土地・人・文化を搾取しない新たな観光のあり方が議論され始めていた。ハワイにおいても、先住民を中心とする地元住民によって、アメリカや日本による過度な観光開発に対する批判的な議論が起こっていた。本報告では、観光開発を地元住民側の視点からグローバルに議論していた雑誌『Contours』等に掲載されたハワイ先住民・地元住民による記事を用いながら、当時の先住民・地元住民の観光開発に対する視点を分析する。同時に、同時期に発行されたハワイ観光産業側の統計レポートや、日本国内のガイドブックに掲載されたハワイのリゾート開発に関する記事を分析し、先住民・地元住民と日本人との間に見られるリゾート開発に対する認識の差異について考察する。

1980年代から1990年代にかけてのハワイのリゾート開発に関しては、Noel Kent (1993, 2016) がハワイの観光経済への依存とその地元住民への影響を指摘している。日本資本によるハワイ観光開発については、中嶋弓子 (1993) や矢口祐人 (2011) らが、1960年代以降のハワイのホテル・住宅・土地の買収の歴史を明らかにしており、1970年代のハワイ先住民主権運動を主導した先住民運動家を中心に、環境破壊や土地・文化の搾取といった観点から開発に対する批判が展開されていたことを指摘している。一方で、先住民・地元住民側の主張の背景にあるトランスナショナルな文脈や、地元住民側と日本の開発者側との間に見られる具体的な認識の相違については十分に明らかにされていない。

本報告では、1980年代後半から1990年代初頭のハワイ観光開発をめぐる議論は、ハワイ内の先住民主権運動に加え、観光開発を目的とするグローバル資本の太平洋・東南アジア地域への流入に批判的なトランスナショナルな運動の影響を受けていたことを指摘する。日本によるハワイのリゾート開発は、日本資本の太平洋・東南アジアへの流入と密接に関連しており、高度経済成長とバブル景気を経て拡大した日本独自の文化的価値観も反映していた。特にゴルフコース開発をめぐる議論は、土地や祖先を家族の一部と捉える先住民の家族観と、核家族を中心に構築された当時の日本の企業文化的価値観の相違が見られた例でもあった。一方で、先住民や地元住民の声を支持しながらトランスナショナルな運動に参加していた日本人もあり、当時のハワイ観光開発をめぐる議論は、ハワイと日本の二項対立ではなく、人・資本・文化・運動の太平洋を超えた移動の文脈の中で起こっていたと言える。

セッション B

中村信之（神田外語大学）

アメリカのパブリック・ディプロマシー黎明期——ニコラス・バトラーとカーネギー国際平和財団を中心に

本報告は、アメリカの文化外交を担っていたカーネギー国際平和財団（Carnegie Endowment for International Peace、以下 CEIP）の交流・教育部門局長を務め、コロンビア大学学長だったニコラス・マレイ・バトラー（Nicholas Murray Butler）の思想について考察するものである。また CEIP 交流・教育部門が大学生を対象に行なっていた国際関係クラブ（International Relations Clubs）、ならびにカーネギー国際平和財団文庫を題材に、アメリカが戦間期にパブリック・ディプロマシーを通して何を実践しようとしていたのかに

について考察し、またバトラー個人がアメリカのパブリック・ディプロマシーに与えた影響について明らかにするものである。

CEIP の事業の 1 つである国際関係クラブは、CEIP の交流・教育部門が戦前期に行った事業で、学校（主にカレッジ、大学）に通う学生が国際関係について議論するグループを組織するのを促すものである。先ず 5、6 人程度の学生でグループを結成させる。そしてグループが CEIP から助成を受けるためには、同組織から認定を受けなければならない。認定について、グループは以下の 3 つの義務を果たすことが求められた。

（1）メンバーは CEIP が寄贈する図書を常設コレクションとして保存すること。

（2）メンバーの議論は完全なる自由が保障され、ある 1 つの観点が他のメンバーに強要されることがあってはならない。

（3）国際関係クラブが参加資格を与えられる地域カンファレンスに出席するよう努めること。

グループが CEIP から公認された後、その国際関係クラブには定期的（1 年に 2 回）に選定図書が送られる。また CEIP は隔週で The Fortnightly Summary of International Events（『隔週国際ニュース』）を発刊し、国際関係に関する時事の情報がメンバーに伝えられた。地域カンファレンスは、毎年アメリカの国際関係クラブと CEIP 関係者が集う場である。

CEIP の国際関係クラブ事業はなぜ開始され、何を目指していたのだろうか。交流・教育部門補佐のエイミー・ヘミンウェイ・ジョーンズ（Amy Heminway Jones）は同クラブを紹介する際、メンバーが国際関係について偏見の無い、客観的な視点で議論をすることを奨励するもので、プロパガンダを志向するものではないことを強調していた。これは CEIP が、当時ドイツが行っていた諜報や偽装情報に根差したパブリック・ディプロマシー——いわゆる「ブラック・プロパガンダ」と、理念上一線を画すことを目的としていたことを示している。偽装情報ではなく、「ホワイト・プロパガンダ」の根拠でもある「事実に基づく公然情報」を扱うことを意図したことは、国際関係クラブが発刊する The Fortnightly Summary of International Events はニュースに基づく事実を伝え、社説や編集者の意見といったエディトリアル・コメントは掲載しないというポリシーからも推察することができる。

バトラーは国際関係クラブの趣旨について、「平和的に文明を存続させるために同意され、推し進めなければならない国際的な行動、国際法、国際組織に関する根本的な原則について、学生の意識を明確なものにすることが目的」であると説明している。ここにはバトラーが CEIP のパブリック・ディプロマシーをどう捉えていたのか、その思想や価値が凝縮していると考えられる。バトラーは 1899（明治 32）年に書いた論文“Education and Public Opinion”や、1896（明治 29）年の論文“Democracy and Education”において、民主主義にとって世論

が重要になっていること、また民主主義を強化するためには教育が必要であると述べている。バトラーによれば、市民が世論を形成することは立法並びに行政における政策を推進するため、また権力の乱用を防ぐため、民主主義にとって必要不可欠なものであった。バトラーは個人と世論との関係に触れ、何かを決断するのは個人であるが、その個人の決断は個人が絶対的に下した判断であるというよりも、周囲の行動が導く力——すなわち、世論に影響されて下していると考えていた。一方、世論が自由主義的民主主義によって形成されるべきものであるとすれば、CEIP というある種の「権力」を用いて民主的な世論の形成を試みることは、当時のアメリカが嫌悪していたファシズムと矛盾するところがあるのではないだろうか。本報告ではアメリカのパブリック・ディプロマシーにおける「ブラック・プロパガンダ」と「ホワイト・プロパガンダ」の対立関係と、当時の国際政治で対立的であった自由主義的民主主義とファシズムとの関係性についても考察していく。

安田求（慶應義塾大学・院）

アメリカにおける宗教右派と共和党の協力関係ができるまで——中絶をめぐる価値観と政党戦略の交錯

1973 年の Roe v. Wade 判決は、女性の中絶選択権を認める画期的な判決であったが、これに強く反発したのが宗教右派勢力である。とりわけカトリック教会は、胎児の生命を「人」として憲法上保護すべきとする Human Life Amendment（人間の生命権修正案）を支持し、上院司法委員会での証言や政治的ロビー活動を展開した。1975 年には、カトリック教会が Pastoral 計画を発表し、草の根レベルでの政治動員を開始した。その際、信者に対して反中絶候補への投票を促すなど、宗教的な場を政治的動員の場へと転換させた。

一方、共和党は 1976 年の予備選挙において、Reagan 陣営が宗教的・文化的争点を前面に押し出すことで宗教右派の支持を獲得。党綱領にも胎児の生命保護に関する憲法修正への理解を示す文言が盛り込まれた。1980 年には、Reagan が宗教右派に向けて「I know you can't endorse me, but I want you to know I endorse you and what you doing」と発言し、両者の価値観的同盟が公に確認された。これを契機に、宗教右派は共和党との制度的同盟構築へと進み、ホワイトハウス広報局（OPL）を通じて政策形成に影響を与える体制が整備された。具体的には、OPL は、宗教右派との連絡窓口として機能し、政策形成において彼らの意見を反映させる役割を担い、たとえば、教育政策や福祉政策において「家

族の価値」や「信仰に基づく道徳」が強調されるようになり、宗教的価値が政策言語に組み込まれていった。

さらに、黒人牧師 Edward V. Hill は、中絶政策を「黒人に対するジェノサイド」と批判し、宗教右派の言説に「構造的抑圧への抵抗」という倫理的層を加えた。彼の発言は、胎児の生命保護という宗教的使命に加え、黒人コミュニティが直面する構造的抑圧への応答として中絶問題を位置づけたものである。彼は、黒人女性が経済的・社会的に中絶を「選ばされている」現実を指摘し、単なる道徳的問題ではなく、社会的正義の問題として再構築し、胎児の生命保護という宗教的使命に加え、歴史的な不正義への応答として中絶問題を再構築するものであり、宗教右派の言説に多様性と厚みをもたらした。もっとも、このような視点は、宗教右派の言説に新たな倫理的層を加えると同時に、共和党との制度的同盟の中で周縁化される危険性も孕んでいた。

本報告では、宗教右派による中絶反対運動がいかにして共和党との戦略的同盟へと発展し、制度化されていったかを、カトリック教会の Pastoral 計画、Reagan の政治戦略、黒人牧師の言説などを通じて検討する。宗教的価値が政治に浸透する過程とその代償を明らかにすることで、宗教と政治の関係性の再考を促しつつ、①宗教的価値がどのように共和党の政党戦略に組み込まれ、②制度化され、③その過程で何が再定義され、④何が犠牲になったのか、これら諸点について共有したい。

佐原彩子

「サバイバル英語」の成立——難民定住がもたらした英語教育への変化

1965 年以後、アメリカに流入する移民は北西ヨーロッパに偏った国籍ごとの割り当ての廃止に伴い、それ以前と比べ、移民・難民として非白人集団を多く受け入れることとなった。また、公民権運動の高まりに伴いマイノリティの側から権利を求める声も反映され、それまでヨーロッパからの移民・難民を前提としていた「アメリカ化」および「同化」理論も批判されるようになった。そのような状況のなかで、1960 年代以降文化的・経済的資本をもたない難民の文化適応がどのように策定され、実施されてきたのか。とくに非白人の難民を受け入れるなかで、再定住事業ではどのような「適応」が模索されたのか。そして、難民の受け入れは、アメリカ社会をどのように変化させてきたのだろうか。これらの問いに基づき、とくに「サバイバル英語 (survival English)」と呼ばれる日常生活で最低限必要とされる英語が難民再定住の英語プログラムとして定着し、一般的にも普及していく過程を中心に、難民の再定住が英語のありようをどのように変化させたのかについて報告する。

アメリカ史研究における難民についての研究は、再定住を促す政策および再定住に伴うコミュニティ形成が注目されてきた。さらに近年は、難民の経験に注目しながらアメリカ社会がどのように難民コミュニティ形成に影響してきたかが明らかにされてきた。英語教育論や応用言語学研究において、難民・移民の言語習得および言語教育に関連する研究は枚挙にいとまがないが、何が「サバイバル」であるかということ、つまり何がアメリカ社会で最低限必要とされているのか、そしてそれが難民受け入れを通じてどのように共有されてきたのか、そのことがサバイバル英語の構成にいかなる刻印を与えてきたのか、については注目されてこなかった。本報告はそうした研究を踏まえつつ、アメリカ史研究と難民研究および言語教育研究を架橋し、短期間での文化適応を前提としてマニュアル化されていく「サバイバル英語」に注目する。

本報告が注目するのは、帝國的力学によって生み出され、非自発的移動を余儀なくされた人びとである難民にどのような適応が求められたのかということである。1980年代以後アメリカ言語教育ならびに第二言語習得は、文法からコミュニケーション重視へとシフトし、社会において機能するための能力としての言語能力という考え方が広く受け入れられていく変化を経験した。このような実践能力（コンピテンシー）を重視した英語教育の流れのなかで、実際の成人英語教育（第二言語としての英語）カリキュラムが、無自覚に既存の社会秩序維持をはかる役割を果たしているとする批判的研究もあることに注目し、非白人難民受け入れ拡大に伴って、英語教育がどのように変化したのか、そしてそのことが教育や社会のありようをどのように変化させたのかについて考察する。そのために、難民となった／された人びとがどのように、とくに語学教育を通してどのような文化適応を要請されたのかについて分析する。